

しょうがいしゃぎやくたいぼうし かん せんげん 障害者虐待防止に関する宣言

よさのうみ福祉会は、どんなに重い障害をもつ子どもたちにも等しく教育を保障する学校づくり運動、仲間たちを主人公とする作業所づくり運動から誕生しました。法人設立後は、親亡き後も安心して働き暮らせる労働生活施設づくり運動を通し、他の人との平等、あたり前の暮らし、人としての尊厳をめざしてきました。障害のある人もない人も共に支え合う地域づくりを進めてきた私達は、障害者の虐待防止のために以下の取り組みを実施することを誓います。

- 1、虐待について、いかなる理由があろうともこれを容認することなく、その防止に努めます。
- 2、虐待を、本人や職員の自覚に関わらず「他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」ととらえて対応します。
- 3、虐待を人権問題ととらえ、職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識醸成と、支援などに対する理解を深めるための研修を実施します。
- 4、日々の支援を行う中で、人権を損なうような「不適切な支援」を行っていないかなどの問題意識を持ち、お互い指摘しあい、話し合える関係を構築できるよう努めます。
- 5、職員は、虐待若しくは虐待を疑われる行為を発見した際には直ちに通報するとともに事業所管理者に報告します。法人及び事業所は報告・通報したことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも行いません。
- 6、虐待が発生した原因を、虐待を行った職員個人の問題のみにするのではなく、法人組織の問題としてとらえ、改善していきます。
- 7、虐待の芽を早期に発見し虐待防止につなげます。具体的な行動として、事業所管理者は定期的に事業所虐待防止委員会を開き現場状況を把握し、必要な検討を進めます。
- 8、職員自らの支援において、虐待及びそれに類する事例の発生を戒めるとともに、役員職員の総意として律していくことを誓います。

2019年11月1日改定

社会福祉法人よさのうみ福祉会
理事長 青木 一博